

豊橋市ひとり親家庭等養育費確保支援助成金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号）に定めるもののほか、ひとり親家庭の生活の安定と子どもの健やかな成長のため、豊橋市ひとり親家庭等養育費確保支援助成金（以下「助成金」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてひとり親とは、20歳未満の児童を現に扶養する配偶者のない者をいう。

(支給対象者)

第3条 助成金の支給対象者は、豊橋市内に居住し、交付申請時においてひとり親であって、次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 養育費の取決めに係る経費を負担した者
- (2) 養育費の取決めに係る債務名義を有している者
- (3) 養育費の取決めの対象となる児童を現に監護・養育している者
- (4) 過去に養育費の取決めに交わした同内容の文書で助成金を支給されていない者

(助成の対象及び額)

第4条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、養育費の取決めに要する経費であって、公証手数料令（平成5年政令第224号）に定められた公証手数料、家庭裁判所の養育費請求調停又は夫婦関係調整調停（養育費に関する取決めを含む場合に限る。）申立てに要する収入印紙代、これらの手続きに要する戸籍謄本等添付書類取得費用及び連絡用の郵便切手代とする。

2 助成金の額は、前項に定める助成対象経費の合計額とし、予算の範囲内で交付する。ただし、助成金の支給対象者1人当たり2万7千円を上限とする。

(支給の申請)

第5条 助成金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、豊橋市ひとり親家庭等養育費確保支援助成金支給申請書（様式第1）を、公正証書を作成した日（養育費請求調停の申立てを行った場合は、調停成立日又は家庭裁判所による審判日、夫婦関係調整調停により養育費の取扱いを定めた場合は、離婚日）から起算して1年以内（当該日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下本条において「日曜日等」という。）に当たる場合は、その日の直前の日曜日等でない日とする。）に、市長に申請しなければならない。ただし、期日までに申請できない合理的な理由がある場合は、この限りでない。

2 前項による申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

- (1) 申請者及びその監護・養育している児童の戸籍謄本又は抄本並びに世帯全員の住民票の写し
 - (2) 助成対象となる経費の領収書等
 - (3) 養育費の取決めを交わした文書（債務名義化した文書に限る。）
 - (4) その他市長が必要と認めるもの
- 3 市長は、前項第2号に規定する書類について、次の事項が記載されていることを確認するものとする。
- (1) 宛先
 - (2) 領収年月日
 - (3) 領収金額
 - (4) 取引内容
 - (5) 領収者の住所、氏名及び領収印
- 4 前項の規定に関わらず、郵便局又は官公署が発行する領収証書及びレシート（以下この項において「領収書等」という。）については、申請者に前項の内容について確認した上で、第2項第2号に規定する領収書等とみなして取扱うものとする。
- 5 市長は、第2項第3号に規定する書類について、次の事項が記載されていることを確認するものとする。
- (1) 養育費の取決め
 - (2) 強制執行認諾約款（公正証書に限る。）
- 6 市長は、領収書及び養育費の取決めを交わした文書については、確認後に必要に応じて写しを取って本人に返却するものとする。
- （支給の決定）
- 第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否及び助成額について速やかに決定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により助成金の支給を決定したときは、豊橋市ひとり親家庭等養育費確保支援助成金支給決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による審査の結果、助成金を支給することが不相当であると認めたときは、理由を付して、豊橋市ひとり親家庭等養育費確保支援助成金不支給決定通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。
- （支給の請求）
- 第7条 前条第2項の規定により支給の決定を受けた者は、豊橋市ひとり親家庭等養育費確保支援助成金請求書（様式第4）を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項による請求を受けた日の翌日から起算して概ね30日以内に申請者が市に登録する口座に助成金を振り込み、支給するものとする。
- （申請の取下げ）
- 第8条 申請者は、第6条第2項の規定による通知を受けた場合において、助成金の支給の申請を取下げようとするときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して1

0日以内に豊橋市ひとり親家庭等養育費確保支援助成金支給申請取下書(様式第5)により申請を取り下げることができる。

(決定の取消し)

第9条 市長は、申請者が虚偽その他不正な手段により助成金の支給を受けたと認めるときは、助成金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定による助成金の支給の決定の取消しは、豊橋市ひとり親家庭等養育費確保支援助成金支給決定取消通知書(様式第6)により通知するものとする。

(助成金の返還)

第10条 市長は、虚偽その他不正な手段により助成金の支給を受けた者に対し、支給した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、施行日以降に取決めを交わした文書に係る費用について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市ひとり親家庭養育費確保支援助成金支給要綱の規定は、この要綱の施行の日以降の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。